

令和 8 年 6 月 2 3 日

小川町議会議長 高 瀬 勉 様

小川町議会総務常任委員会
委員長 笠 原 規 弘

委員会調査報告書

本委員会で実施した所管事務調査が終了したので、会議規則第 76 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 調査特定事件名 「地域防災力の強化」につなげる公共施設の利
活用について

2 調査研究の経過

(1) 第 1 回委員会（行政視察）

日 時 令和 7 年 11 月 13 日（木）～14 日（金）

午前 9 時 20 分開会 午後 5 時 45 分閉会

場 所 宮城県東松島市 KIBOTCHA

宮城県 仙台市役所

出席委員 笠原規弘委員長 岡部久志副委員長

大戸久一・高橋さゆり・高瀬勉・田中照子各委員

(2) 第 2 回委員会（行政視察）

日 時 令和 8 年 3 月 31 日（火）
午前 9 時 00 開会 午後 0 時 00 分閉会
場 所 町内防災倉庫
出席委員 笠原規弘委員長 岡部久志副委員長
大戸久一・高橋さゆり・高瀬勉・田中照子各委員
研修内容 岡部防災地域支援課長案内及び説明

（３）第 3 回委員会（行政視察のまとめ）

日 時 令和 8 年 6 月 5 日（金）
午前 11 時 42 分開会 午後 0 時 50 分閉会
場 所 議会 議員控室
出席委員 笠原規弘委員長 岡部久志副委員長
大戸久一・高橋さゆり・高瀬勉・田中照子各委員

3 内 容

◎東松島市の概要

東松島市は宮城県の県都仙台市の北東にあり、東は石巻市、南は太平洋に面し、気候は、東北としては比較的暖かく風雨の少ない地域であり、日本三景の一つ「松島」の東側に隣接し、風光明媚な景観を楽しむに多くの観光客などが訪れている。

東松島市の総人口は、2005 年をピークに減少へと転じ、特に 2010 年から 2015 年にかけては大きな減少が見られ、東日本大震災の影響も一因と考えられる。一方で、住宅の早期復旧や JR 仙石東北ラインの開通、三陸自動車道の 4 車線化による仙台・石巻方面への交通利便性の向上などにより、他自治体と比較して人口減少の幅は緩やかであり、令和 7 年 9 月の人口は 37,527 人となっている。

財政については、東日本大震災に伴う復旧復興事業により、震災以後大幅な歳入増が続いていたが、当該事業の完了に伴い年々減少傾向となり、令和 7 年度の一般会計当初予算は 21,470,000 千円となっている。歳入は地方交付税や国庫支出金など、国からの移転収支に支え

られる部分が大きい。

東日本大震災では 1,109 人の人命が失われ、家屋被害も半壊以上が 11,000 棟を超えた。また、浸水域が市街地の約 65%に達するなど、農地や漁港をはじめとする産業施設や社会基盤施設にも壊滅的な被害が生じた。将来の災害リスクに備え、持続可能なまちへ進化させるため、浸水区域の住宅を安全な高台へ集団で移転させ、東松島市の復興は、単なる震災前の姿への「復旧」ではなく、将来の災害に備えた「創造的な復興」を目指した。

◎KIBOTCHA

KIBOTCHA の職員から説明を受けながら視察。

【施設の概要】

東日本大震災で津波被害に遭い平成 28 年 3 月に 142 年の歴史に幕を閉じた旧野蒜小学校を改修。被災して廃校となった小学校を単なる震災遺構とはせず、形を残したまま改修し、被災現場から防災教育を発信する防災体験型の宿泊施設「子供未来創造校 K I B O T C H A」を平成 30 年 7 月オープン。

防災を起点に「観光」「教育」「エネルギー」「農業」「福祉」「芸術」が交わり、平常時には癒しと学びを提供し、災害時には最大 1 万人を守る拠点となる。防災を「特別な訓練」ではなく、日常に自然と溶け込む体験として届け、子どもから大人まで参加できる施設となっている。

◎仙台市の概要

宮城県仙台市は、仙台湾に面した海洋性気候のため、寒暖差は少なく、地形的には西の奥羽山脈から東は太平洋の仙台湾までの広がりを持ち、面積は 786.35 k mにおよぶ。奥羽山脈に源を持つ広瀬川、名取川、七北田川は丘陵を下り、大きな流れとなって太平洋にそそぎ、流域には広大な農耕地が広がっている。

平成元年、政令指定都市となり、青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉

区がある。人口は令和7年9月現在、仙台市全体で1,063,432人（青葉区296,334人、宮城野区187,313人、若林区138,301人、太白区234,938人、泉区206,536人）となっている。

仙台市の予算は、令和7年度一般会計6,756億75百万円、特別会計約3,309億21百万円、企業会計約2,566億66百万円で、総額約1兆2632億6260万6千円と予算規模も大きい。

東日本大震災では死者906名、行方不明者27名、建物全壊30,034棟、大規模半壊27,016棟、半壊82,593棟等、甚大な被害を受けた。

震災以前から構想していた、仙台地域防災リーダー（SBL）の制度を開始し、育成に取り組んでいる。

視察：仙台市役所 危機管理局防災・減災部減災推進課課長より説明
及び質疑応答

4 調査研究のまとめ

この度の先進地視察は、東松島市「KIBOCHA（キボッチャ）」及び仙台市「地域防災リーダー養成事業（SBL）」を対象に、公共施設の利活用が地域防災力の強化に果たす役割について調査研究を行った。両事例とも東日本大震災の被災地であり、その悲痛な体験や地域課題への対応を背景に、それぞれ異なるアプローチで「防災の日常化」を進めている点で示唆に富む。

まず、KIBOCHAは旧野蒜小学校をリノベーションした体験型防災交流施設であり、防災教育、地域交流、宿泊を一体化した複合機能を持つ。特徴的なのは、単なる震災遺構の保存ではなく、子どもから大人までが日常的に集い、楽しみながら防災を体験できる遊具のような設備と、学びの仕組みを構築している点である。運営者の貴凜庁株式会社によると、平時は地域交流や地域の賑わいを創出しつつ、災害時には300人規模の1次避難所と物資の受入れ拠点として機能する二面性を備えた施設であり、公共施設の新たな価値創出の好例と評価で

きる。また、同社が運営する併設の「スマートエコビレッジ（構想）」は、環境にやさしく、持続可能で、先人たちの叡智と最先端のテクノロジーを取り入れた集落を形成し、有事の際には1万人規模を受け入れる避難場所を目標にしている。地域が受けた痛みを起点に、防災・レジリエンスを事業の核に添える姿勢等、この時代における地方創生の在り方を強く感じ取れた。

一方、仙台市 SBL は、「人材」と「ネットワーク」に着目した防災力強化策である。公共施設（学校、市民センター等）を研修や訓練の場として活用し、住民自らが地域の弱点を分析し、課題解決に向けた計画作成まで行う点に特徴がある。特定の施設整備に依存せず、地域住民の学びと連携を支える仕組みは、ソフト施策の充実によって公共施設の価値を高めている事例である。しかしながら、SBL 資格取得者の多くの方が活動を辞退し、高齢化・固定化が進み、次世代のリーダーが地域に定着できていない、更に、女性 SBL の重要性を認識しつつも全体の 26.9%に留まっている点など、当町においても同様の課題となり得ると懸念する。

両事例の比較から、公共施設の利活用は「ハード」か「ソフト」かの二者択一ではなく、施設そのものの機能強化と、そこで生まれる活動・学び・コミュニティーを両輪として捉える必要があると言える。KIBOCHA は施設のリノベーションによって人を呼び、結び付け、SBL は人材育成によるアプローチから、それぞれ施設の存在意義を高めている。当町においても、学校・集会施設・生涯学習施設など、既存の公共施設を防災の観点から再評価し、平時から多世代が利用する「地域の暮らしと防災を結ぶ拠点」として再構築する余地は多分にあると捉えている。また、ハードの整備に偏らず、SBL のような住民参加型の防災学習や地域リーダーの育成を展開することは、地域力の底上げにつながる。

町内に設置されている防災倉庫の視察を実施する中で、災害用資機材及び備蓄食料の保管・管理状況についても確認した。倉庫内には発電機、投光器、簡易トイレ、救助資機材、毛布、非常食等が計画的に

配備されていたが、一方で、「配備・備蓄されていること」と「実際に活用できること」との間に大きな差が存在することを実感した。資機材の配置場所や数量が適切であったとしても資機材等の搬出には大勢の力が必要になることから、町職員だけではなく、地域住民や自主防災組織を交えた協力体制を整えることが急務である。今後は、公助だけに依存せず、自助・共助の体制を構築していくために、若年層を核とした地域住民、及び、民間との協力体制が必須である。KIBOCHA 及び SBL の取組みが「日常的な体験」や「人材育成」に主眼を置いていたことを踏まえると、町内各地域に設置された防災倉庫を単なる物資保管施設として位置づけるのではなく、地域住民等が日常的、且つ、定期的に関わる「活動拠点」として意識し、活用することが求められる。更に、鍵の保管方法、搬出手順、資機材操作など、災害発生時の迅速な活用につなげられるよう習熟すべきである。

議会としても、備蓄品の適正な配備や更新状況に留まらず、運用実態を継続的に注視していく必要がある。この度の研究テーマに照らし合わせても、防災倉庫は地域防災の最前線を支える重要な公共施設であり、ソフト施策との連動を図ることで、その効果を一層高めることが期待される。当委員会では、下記に示す当町に見合った「地域防災」の確立と更なる発展に向け、あらゆる機会で委員会や議会の機能を最大限に発揮するよう努めていく所存である。

記

- 一、地域住民による防災倉庫の管理および運営に関すること
- 一、若年層を核とした地域の防災リーダーの確保、および育成に関すること
- 一、防災の観点から、既存公共施設を再評価すること

以上、本委員会の調査報告とする。

令和 8 年 6 月 2 3 日

小川町議会議長 高 瀬 勉 様

小川町経済建設常任委員会
委員長 島 崎 隆 夫

委員会調査報告書

本委員会で実施した所管事務調査が終了したので、会議規則第 7 6 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 調査特定事件名 「持続可能な行政サービスを支える都市整備と公共交通の在り方について」

- 2 調査研究の経過

- (1) 第 1 回委員会（勉強会）

都市政策課による当町の現状について
「公共交通」「空き家対策」「立地適正化計画」
の説明

日 時 令和 7 年 10 月 6 日（月）
午前 10 時 00 分開会 12 時まで

場 所 第 1 委員会室

出席議員 島崎隆夫委員長 鈴木秀尚副委員長
稲村壤治・関根慶則・田端良成 各委員

(2) 第2回委員会（行政視察）

日 時 令和7年10月29日（水）～30日（木）
午前8時30分開会 午後5時閉会
視察場所 栃木県芳賀町 栃木県さくら市
出席委員 島崎隆夫委員長 鈴木秀尚副委員長
稲村壤治・関根慶則・田端良成 各委員

(3) 第3回委員会（行政視察のまとめ）

日 時 令和8年3月11日（水）
午後2時30分開会～4時まで
場 所 第1委員会室
出席議員 島崎隆夫委員長 鈴木秀尚副委員長
稲村壤治・関根慶則・田端良成 各委員

3 内 容

◎調査地の概要

【芳賀町の概要】

昭和29年3月31日に祖母井町・南高根沢村・水橋村の合併により芳賀町となった。位置は、栃木県の南東部にあり、東は市貝町、西は県都宇都宮市、南は真岡市、北は高根沢町に隣接する。東西8.6km南北14.2kmで総面積は、70.16km²の広さである。人口は、令和7年4月時点で15,321人、同時点での世帯数は6,007軒である。

町の中央を五行川と野元川が流れ、その周辺では稲作を行う水田地帯が広がる。東部や西武地域では、果樹や野菜をはじめ施設園芸や畜産などの都市近郊型農業が営まれており、中でも幸水・豊水・にっこりとといった梨が栽培され、県内でも有名な一大産地となっている。工業では、昭和54年に芳賀町と高根沢町にまたがる226.4haの工業団地に本田技術研究所が立地し、四輪のテストコースなどが建設された。その後、昭和63年には総面積248.4haの芳賀工業団地が完成。現在は、高度な技術を有する

企業や研究所など約 100 社が立地している。

令和 7 年度一般会計当初予算は 88 億 8,000 万円であり、歳入における主なものは、町税が 45 億 2,800 万円。歳出においては、公共交通利活用プロジェクトに 2,419 万円、工業団地管理センター充放電設備設置工事 2,700 万円、定住促進プロジェクトに 3,927 万円、健康増進プロジェクトに 5,747 万円、小中学校の体育館空調工事に 1 億 7,360 万円などである。

宇都宮駅から工業団地まで走行距離 14.6 km に及ぶ LRT（次世代型路面電車システム）が運行しており、通勤通学は勿論、買い物や観光客の移動手段として活躍している。

【芳賀町の都市整備・公共交通の現状】

町北部の工業地帯と宇都宮駅までの区間に LRT（次世代型路面電車）が走っている。そして、古くからの拠点地や新興住宅地を経由させることで、公共交通の大きな柱としている。

路線には駅（停留所）を作るため、そこへのアクセスを充実させ、町全体の公共交通の充実につながっているようだ。しかし、これにより全てが補完されるわけではなく、自家用車の需要は必ずしも減るわけではないようである。町北西部は LRT により充実させたが、南東部は第 1 次産業が盛んであり、点在する旧集落では自家用車なしでは生活できないようである。

町では、Honda との協働により、自動車の自動運転システムの研究・実証実験をするために役場庁舎の一角を提供し進めている。この研究が完成されたシステムとなれば、近い将来に当町を含めて多くの自治体で採用されてゆくかもしれない。

【さくら市の概要】

平成 17 年 3 月 28 日氏家町・喜連川町合併により『さくら市』となる。位置は、栃木県中央部のやや北東よりで、県都宇都宮市に近隣し、東京からは直線距離で 110～125km 圏内で、

新幹線と在来線の鉄道であれば1時間30分、高速道路利用であれば2時間の位置で、首都東京と東北地方を結ぶ東北縦貫自動車道、国道4号、JR東北線等の主要な国土連携軸上にある。南北17.8km、東西15.6kmで、総面積は125.63㎢である。そのうち農地が43.0%、山林が20.6%を占めている。

市北部は、関東平野と那須野が原台地との間の数条の丘陵地帯と水田からなる地域で、市南部は、関東平野の最北部に位置し、鬼怒川沿いのほぼ平坦な水田地帯である。農産物では、米・麦・大豆の穀類、イチゴ。なす。にら・春菊などの野菜、リンゴなどの果樹、食肉牛などの畜産があげられる。また、林業に係るシイタケ栽培が有名である。さらに、淡水魚養殖が盛んで、アユやマスの出荷が行われている。工業では、喜連川工業団地と蒲須坂工業団地があり、国道4号線と東北自動車道矢板インターチェンジなどの交通アクセスの良さなどからさらなる企業立地や産業集積が進んでいる。

次に、財政状況についてであるが、令和7年度一般会計当初予算額は、前年度の216億6,400万円に対して10.2%増の238億8,000万円である。歳入の主なものは、市税が67億4,000万円、ふるさと納税寄付金が10億円である。歳出の主なものは、引き続き新型コロナウイルス感染症対策による中小企業支援策が予算規模を押し上げていることに加え、小学校の放課後児童クラブ整備事業、小中学校の学習用タブレットの更新などの他、介護・訓練等給付事業、施設型給付・地域型給付事業をはじめとする扶助費の増加、人件費の増加が要因のようである。

【さくら市の都市整備・公共交通の現状】

JR宇都宮線の駅が2つ、近くには東北自動車道の矢板ICがあり、市の南西部の氏家地区に都市機能が集中している。また、喜連川地区には温泉などの観光スポットがあり、駅と観光

地を民間のバスと市営のバスが運行している。さらに市内全体をカバーするように、デマンドタクシー事業も行っており、公共交通は充実しているように思えた。しかし、ここでも同じように自家用車無しでは生活が成り立たず、保有率も高いようである。このように、一見公共交通の充実が進んでいるように見えるが、反面では利用者の分散が民間会社の経営を圧迫しているのも事実のようであった。これが撤退すれば、不足した公共交通を他で補填しなくてはならなくなり、市の財政を圧迫する可能性もある。改めて、拠点となる地域を繋ぐ交通ネットワークとそれ以外の必要不可欠な交通手段の維持の難しさを教えられた。そして、住民の納得（行政によるサービスとの妥協点）を得て進めなければならないことも理解できた。

4 調査研究のまとめ

国立社会保障・人口問題研究所は、2014 年、そして、2024 年に日本における消滅可能性都市についてのレポートを発表している。これは、現在の政治、行政の施策に大きく影響を与えるものとなっている。誰もが、自身が生きているうちは、消滅なんてことはないと思うのかもしれない。しかし、所謂、団塊の世代が後期高齢期を迎える状態になり、人口推計から考えると、自治体の行政サービスをどのようにどこまで維持できるかが計れない時を迎えているのが事実である。もしかしたら、「税金は納めたくないし、少なければ少ないほどうれしい。」と考える人は多いのかもしれない。その反面で、行政サービスはもっと充実したものを求めるといったことは、同時に考えることかもしれない。しかし、冷静に考えれば、だれもがその行き詰まりに気づくはずだ。そんな中で、人口減少によるサービスの質と量の減少をカバーするための技術や仕組みの変化が世界中で進んでいる。はたして、DX の導入や AI によって人手不足の補完は進むのか。日本、日本人の生き残りをかけた行方は、その辺りにかかっているのかもしれない。

この度の当委員会の調査研究は、人々の生活の中で衣食住に直接関わる所管を担当するからこそ行った調査であり、前述の少子高齢化に伴う人口の自然減ではない部分の問題を、将来に向かってどのようなビジョンを持っていくかに迫るものと捉える。その根源となる施策には、国が進める「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を、当町に合った形で確立し、実現していくことが必要になると考える。この調査研究のまとめを議長に報告するが、議会全体、ひいては町民全体で共有していきたいとも考える。

まず、はじめに、町民が将来にわたり、質の良い満足の得られる行政サービスを受けられるためには何が必要で、現時点で何が不足しているかを考えたいと思う。研究の対象とした二つの自治体は、それぞれの地勢による発展を遂げているわけだが、共通項を確認してから進めることで、違いが分かり、当町が目指すべき姿を見出せると考える。まずは、共通していると考えられることは、栃木県の県庁所在地である【宇都宮市】に隣接している事である。様々な職=働く場所があるのと同時に、所謂、ベッドタウンとして居住される世帯も多いと想像できる。また、当町にもゆかりの深い「HONDA」とそれに伴う関係企業が多く進出している。この2つの事は、ここまでまちづくりに大きく影響してきたものと思われる。しかし、冒頭に申し上げた通り、全国各地で起きている少子高齢化の影響はこの2自治体でも起きているようである。

では、違いにはどのようなものがあるだろう。当然ではあるが、まずは地形や気象条件などその土地が潜在的に持つもの。加えて、その地に住んだ者の生き方や考え方である。産業が興る条件の中も、そこに住む人たちの行動が関係する要素である。また、政治に要るものも強いと考える。さくら市を訪れた際に、たまたまではあるが、郷土の歴史にまつわる展示会が開催されており、見学することが出来た。「足利尊氏の子孫」が住んだことにより、しっかりとまちづくりされたようである。

一方で、芳賀町は、概要のとおり農業地帯が広がっていたようで

ある。近代の工業地帯が出来た背景には単純に宇都宮の中心地からの距離だけではなく、当時の行政の体制などが微妙に絡んだ結果かもしれないが、財政面の特に歳入で市税・町税に注目することではっきりとした違いがみられる。芳賀町では、一般会計の約半分が町税であり、さくら市では 1/3 ほどである。財政規模だけでは見られないものを感じた。これらの結果、地勢や財政規模の違いはあるものの、持ち帰る情報が多かったと感じた。

次に、当町はどのような状態だろうか。令和 6 年度決算の数値ではあるが、一般会計の総額約 126 億 5,000 万円に対し、町税は 34 億円で、わずかに 1/4 である。自主財源の確保は、住民サービスにつながる予算の全てとは言わないが、大きく関わる事である。当委員会が、「持続可能な行政サービス」を研究する中心には、自主財源の確保がキーポイントとなりそうである。

この視察は、通告により知りたい内容を伝えることから始まったわけだが、当日にご対応いただいた職員の的確な説明により、「行政サービスの充実には何が必要か」とか「どのようなことをどのように進めたらよいか」また、「誰にどのような協力を得て」なども重要であると理解させていただいた。政治による導きが事業展開に大きく貢献したり、その逆もあり得るのではないかと聞き取れた。そして、自治体単体の施策で解決に向かうのではなく、広域で考える【都市計画】が必要だと実証していると考ええる。

今後は、さらに町民の声をよく聴き、本当に求められているもの（町の実情）を把握し、行政と町民・企業とも具体的な連携を図っていくことが、当町の明るい未来に繋がっていくと捉えている。幸いにも、当町には、「都心まで一時間のトカイナカ、住みたい田舎ランキング上位、優秀な職員、まちづくりに熱心な若者たち、元気溢れる高齢者たち、地域おこし協力隊や多様な移住者、和紙、酒、道の駅、鉄道、バス、タクシー、デマンド、豊かな自然など」挙げればキリがないが、強く輝くピースはすでに揃っているのである。それらの地域資源を最大限に活かすことができれば、町は活性化し、

財政も潤い、持続可能な町民サービスを支える様々な施策に繋がるのではないだろうか。

研究させていただいた2つの自治体は、民間が集めたデータによると栃木県で「住みたい町ランキング」「住み続けたい町ランキング」「幸福度ランキング」などで、ここ数年間上位となっている。行政サービスと住民のニーズが近いのではないか。また、行政と住民の意思疎通を図るための努力も行われているのではないかと考える。いま、当町の行政でも、町民の声（民意）を聞くことを行っている。また、住民の代表である議会も、個々の議員ではなく全員で聞く取組の「地区懇談会」を始めた。このことにより、更なる研鑽が進み、「住みたい町・住み続けたい町」「行ってみたい町」が出来ていくのではないだろうか。このような努力で消滅自治体にならないわけではないだろうが、住民が将来にわたり「不便で不便でしょうがない。」とならないように、都市整備に関連する計画が遂行されるようにしていきたい。

以上、報告とする。

令和 8 年 6 月 2 3 日

小川町議会議長 高 瀬 勉 様

小川町厚生文教常任委員会
委員長 山 口 勝 士

委員会調査報告書

本委員会で実施した所管事務調査が終了したので、会議規則第 76 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 調査特定事件 少子化・学校再編を見据えた、子どもが
生き活きと活動する「地域クラブ活動の
あり方」について

- 2 調査研究の経過

- (1) 第 1 回委員会 視察にあたっての庁内研修会・教育委員会と
の意見交換

日 時 令和 7 年 10 月 3 日（金）

午前 10 時開会～午前 11 時 32 分閉会

場 所 議会第 1 委員会室

出席委員 山口勝士委員長 五十嵐康博副委員長

笠原英彦・高橋功人・田中立男 各委員

内 容 ①町担当職員による現段階での小川町の取組況の
説明

②視察にあたって、小川町の取組の今後と課題の共有

③質疑と意見交換

(2) 第2回委員会（行政視察）

日 時 令和7年10月21日（火）～22日（水）
午前7時58分開会 午後5時35分閉会
場 所 新潟県 胎内市教育委員会 魚沼市教育委員会
出席委員 山口勝士委員長 五十嵐康博副委員長
笠原英彦・高橋功人・田中立男 各委員

(3) 第3回委員会（行政視察のまとめ・今後の委員会としての取組み）

日 時 令和8年6月5日（金）
午前11時開会～午後12時10分閉会
場 所 議会第1委員会室
出席委員 山口勝士委員長 五十嵐康博副委員長
笠原英彦・高橋功人・田中立男 各委員

3 内容

◎新潟県胎内市について

文部科学省、スポーツ庁、文化庁によって、学校で行っていた部活動を地域で運営する地域クラブに、令和5年から7年の3年間で移行することが提言された。新潟県もそれを受けて令和5年3月に県として「令和5年度から令和7年度までの3年間に「休日の部活動」の段階的な地域移行が完了するように取組みを進める」との方針を示した。そうした流れの中で、胎内市は令和5年12月に、生徒・学校の実態から以下のような地域移行の方針（概略）を打ち出しその準備、計画の推進に入った。

【基本的な進め方】

令和 7 年度末までに、休日の部活動の地域移行（中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築）を完了するよう取組みを進める。令和 8 年度からは、原則休日の部活動（学校での）は行わないこととする。

休日のスポーツ部活動は、教育委員会が主催する中学生スポーツ教室が中心となっておこなう。この教室は胎内市スポーツ協会に所属している競技団体が教育委員会に申請し、承認された場合に開催できるものとし、承認された競技種目から順次開催する。

スポーツ教室全体の事務局を「NPO 法人スポーツクラブたいない」とし、参加希望の生徒はそこに会費（スポーツ傷害保険料等）とともに申し込む。

休日の文化活動については、現在休日に行っている吹奏楽については、教育委員会と地域の文化団体、指導者とが連携して令和 8 年度末までに地域移行を開始する。

平日の部活動の地域移行については、今後スポーツ庁、新潟県から出される方針等に沿って進めるものとする。

【教室の概要】

主催 胎内市教育委員会 教室運営に必要な経費を予算の範囲内で支出

各教室運営主体 趣旨に賛同し、申請承認されたスポーツ団体・文化団体

事務局 NPO 法人スポーツクラブたいない

主な業務は、入退会の受付・名簿管理・会計等

活動日 原則として月 2 回程度の休日 時間は 3 時間以内

休日の実施が難しく平日に実施する場合は 2 時間程度。いずれの場合も学校の部活動と合わせ週 16 時間を越えないように配慮する。

主催者（教育委員会）の負担 指導者への謝礼（月 2 回 2 時間）、指導者に対する保険料

指導者の研修費用（予算の範囲内）

必要な共用の消耗品 ボール他用具は予算の範囲内で事務局が支出

市の施設利用にあたっては「市主催事業」として使用料は減免

◎新潟県魚沼市について

魚沼市も、国（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）の方針、新潟県の方針に基づき令和５年～令和７年の「改革推進期間」に位置付けた。しかし胎内市のように「平日と休日を分ける」ことに対して、生徒の混乱や大会参加等への支障、また学校部活動が廃部になる前に地域移行を完了したい等の理由から「平日、休日を一体とした地域移行」を基本方針とした。この点は胎内市と大きな違いと言える。以下整理したい。

【基本的な進め方】

部活動に参加している生徒が活動を継続できるよう、市内の学校に設置されている種目から地域移行を実施していく

令和５年度より「総括スポーツコーディネーター」を配置。退職校長（中体連会長経験者）

令和５年段階では、スポーツ協会、総合型スポーツクラブ、文化協会等への委託が難しいため、スポーツ少年団の指導者等に個別に依頼体制の整った種目から順次地域移行を実施

各団体や地域指導者との繰り返し協議の結果、協力者の輪が広がり、ほとんどの部活動の地域移行が実現

各学校に地域クラブの窓口となる教員を設置するように依頼（地域クラブの説明、入会希望者の取次など）

保護者・生徒に対して、パンフレット作成配布（年度スタート時）。

また年６～８回広報誌を発行

PTA 連合会と協力、講師を招いての地域・保護者向けの研修会を実施

【教室の概要】

主体 現在は市教育委員会 最終的にはスポーツ協会等への委託を目指す

各地域クラブの活動場所は、各学校や市有施設にうまく振り分けられた

財源 国の実証事業を活用

令和 5・6 年度 国・県・市 各 1/3

令和 7 年度 国・市 各 1/2

令和 8 年度 国・県・市 各 1/3

企業からの寄付金 令和 8 年度からの受け入れを目指して準備

保護者負担 月額 1,000 円（年額 12,000 円）

困窮家庭への配慮 就学援助家庭に令和 6 年度から「クラブ活動費」
名目で年間 12,000 円支給

「好きなこと・得意なことに取り組み」「学校外
の活動に挑戦」などとして、地域クラブへの参加
の有無は関係なく支給

大会への参加 各地域クラブで中体連に参加認定を受けて大会参加
大会への引率は各地域クラブの指導者

4 調査研究のまとめ

【基本的な考え】

令和 7 年度から、段階的に地域移行（展開）を進める国の自治体に
求めるガイドラインに基づき、小川町として準備を進める。（補助
金活用）令和 12 年度の学校統合に合わせ、休日は部活動を学校か
ら完全に切り離す

【具体的取組み】

検討・決定していく機関「仮称 小川町部活動地域連携に向けた協
議会」を立ち上げ児童・生徒・保護者・教員のニーズ等、把握のた
めのアンケート等の実施と分析

「仮称 小川町部活動地域移行（展開）のガイドライン」作成
部活動指導員・内容・日数・報酬・活動場所・研修等、運営上の仕
組みや条件整備

中学生を受け入れ可能な町内スポーツ団体、高校との調整

休日の指導を希望する教員の兼職・兼業体制の整備

条例・条項等の整備と保護者・地域住民への周知

この研修において「自治体が主体的に独自に決定、進めていかな

なければならない」という難しさが確認され、委員会として先進地への視察の必要性を確認し合い、地域クラブとして令和7年度よりスタートしている新潟県胎内市と魚沼市への視察を決定した。

(1) 令和7年10月3日小川町教育委員会との研修

【教育委員会の実施方針】

①休日の地域クラブ活動を段階的に整備充実

令和7年度はサッカー、陸上、バスケット（男子）等で休日の地域クラブ活動を実施予定（令和12年度までに段階的に展開する）

吹奏楽部については現実的な器材の移動の課題を考え、令和12年度から実施とする

②休日の地域クラブ活動への展開に向けた支援（実証事業）を活用
ガイドライン作成、コーディネーター配置検討

【具体的取組み】

地域実施団体等の整備

指導者の確保・依頼、地域人材の活用・育成

生徒・児童向けアンケート調査（地域クラブとして希望する競技など）

保護者向けアンケート調査（地域クラブ活動の費用等）

教員向けアンケート調査（地域クラブ指導への意向調査等）

保護者説明会の実施（各中学校の行事等に合わせて）

(2) 令和7年10月21日～22日

新潟県胎内市・魚沼市での視察研修

委員会での2回の研修・意見交換より以下の質問を事前に送り、回答という形で準備いただき深まりのある視察研修となった。両市とも国・県のガイドラインに沿って、令和5年から7年度準備が完了、8年度本格実施である。

両市とも責任主体（主催者）は教育委員会。胎内市では運営母体が胎内市スポーツ協会なので、活動においてはスポーツ協会も責任

団体となる。魚沼市では、今後最終的には主体者としてのスポーツ協会等にと考えている。

事業運営の費用や財源は、受益者負担と公的負担でという基本的な考えに立つ。現状、国や県からの補助金と市の支出と、保護者負担（胎内市＝令和 7 年までは年 2,000 円 魚沼市＝月額 1,000 円どちらも保険料込み）。活動が進めば大会費用など支出も増える見込みであり、大きな課題となる。

魚沼市では企業からの寄付金受け入れを目指して準備中。

中体連などの大会参加は、どちらの市も学校単位もしくはクラブチームとして参加（新潟県中体連の認定で）。参加費用については、胎内市は令和 8 年度までは生徒の在籍中学校からの負担だが、今後どうしても財源確保については課題があると説明があった。

指導者の人材確保（指導者の質と量の両面）は、どちらの市も地域のスポーツ協会等の基盤があったことや関係団体との丁寧な打ち合わせ、情報交換などによって、多くの指導者の確保ができていたが、小川町では今後運営していく上では大きな課題になる。

保護者の理解の工夫として、胎内市では小学校 6 年生と保護者への、総括コーディネーターが出向いての説明、小学校 4 年生から 6 年生対象の見学・体験会などを実施している。魚沼市ではパンフレット、説明会、広報誌発行など、地域移行の必要性や予定を丁寧に繰り返し説明する機会を設定してきた。

今後の取組や課題として、地域移行完了に向けて多くの課題解決をしていかなければならない。移動手段・指導者の増員・謝金等の費用の確保。また社会教育団体の地域クラブ化、市民による自主的活動の地域クラブ化など、市独自の取組をどう進めていくか。

地域移行に伴い、活動場所等の集約や学校区を越えた活動が求められる。生徒の移動手段や保護者の送迎負担などの対応も課題になる。

小川町においては、地域移行検討会のスタート、ガイドラインの作成。そして実証段階としてのサッカー・陸上・バスケット男子の

活動がようやく始まる段階である。学校部活動指導者との協議、最終的な令和 12 年度学校統合に合わせての、地域移行完了の目標に向けて課題は多い。一方ではコーディネーターの配置・推進への活動も着実に始まり、今後の進捗には大いに期待している。目的は「少子化の中、将来にわたり子ども達がスポーツに継続して楽しむ機会をしっかりと確保してあげること」である。胎内市や魚沼市の視察からも、町民、町内スポーツ関係者・団体、そして当事者としての児童や生徒、その保護者の理解と協力が不可欠である。理解を得るためには十分すぎるくらいの丁寧な情報共有と情報交換がしっかりと行われなければならない。

また新潟県で、大会への送迎時における悲惨な事故でも明らかになったように、送迎の課題（費用・事業者・運転手確保など）は深刻であることも明白となった。そうした観点で議会として、今後も教育委員会との適切な情報共有を深め、より良い地域クラブ移行へと進むように働きかけたい。

視察先の先進地での実践でも、財源についてはあきらかに大きな課題となっている。保護者への負担が過重にならない工夫・手立てが今後小川町でも重要である。国・県への働きかけ、民間企業への働きかけなど、様々な手立てを町と一緒に考えていきたい。

以上報告とする。